

1. はじめに

近年、水道を取り巻く環境は、地方分権や規制緩和・水道法の改正といった国の施策、少子高齢化・環境問題等経済や社会的な動向、地震災害発生等により大きく変化してきております。これらの課題を対処するため厚生労働省は平成16年6月に水道のあるべき姿を設定し、その目標実現の為に具体的な施策や工程を示した「水道ビジョン」をまとめ、公表しました。

その後、平成17年10月、厚生労働省から「地域水道ビジョンの作成について」が通知され、同省において先に作成された「水道ビジョン」に掲げられた目標を達成するべく、各水道事業者は、具体的な達成計画をとりまとめた「地域水道ビジョン」を作成し、公表することを推奨したものです。

「地域水道ビジョン」は、「水道ビジョン」において示された水道のあるべき姿に対して、各水道事業者の地域性、歴史的背景、現有する課題等の違いを考慮し、独自の構想・計画をもって、自身の水道事業の将来像を具現化するものであり、『各水道事業者独自のマスター プラン』といえます。

一方、韮崎市では、平成30年を目標年次とした「韮崎市第6次長期総合計画（平成20年12月）」を作成して、今後のまちづくりの指針（行動計画）を策定しており、この中で水道事業に関する基本指針を示しています。

総合計画では、「経営の安定化を図るとともに、水資源を保全し、安全でおいしい水の供給」を基本指針とし、

- ・良質な水の安定供給と水道施設の整備
- ・水道事業の経営健全化
- ・簡易水道の整備と統合

を主な取り組み策としています。

この様な背景の中、韮崎市水道事業として安全で快適な水の供給や、災害時にも安定的な給水を行なうためにも、施設の整備が求められるとともに、その基礎となる運営基盤の強化や技術力の向上等が必要とされています。

また、水道施設の一部は老朽化し施設更新が必要であり、釜無川西部の簡易水道においては、水の安全性・維持管理等の見直しが必要な施設もあります。

これらの課題を総合的に考察した上で経営計画を作成し、それを計画的に実行していく事が重要であると考えています。このため韮崎市水道事業では、目標年次を平成30年度とする「地域水道ビジョン」を策定するものです。

「韮崎市地域水道ビジョン」は、将来にわたって「持続」して、水質・水量が確保された「安心」な水を、天候などの自然現象に左右されずに「安定」して、地域の自然「環境」と共存しながら供給していくために、韮崎市水道事業者自らが描く基本構想です。

